

Title	グローバル化時代における脱国民(国家)市民権の可能性： <<国籍 = 市民権>>構図再考
Sub Title	The possibility of the post-national citizenship : reconsideration of diagram
Author	上田, 将由(Ueda, Masayoshi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会
Publication year	2017
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.115, (2017. 12) ,p.149- 176
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20171215-0149

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

グローバル化時代における

脱国民（国家）市民権の可能性

——《国籍⇌市民権》構図再考——

上 田 将 由

- 一 はじめに
- 二 そもそもグローバルゼーションとは何か？
 - (一) “Jsm”の付かない価値中立的社会現象としてのグローバル化
 - (二) 現象としての《グローバル化》とは？
 - (三) 憲法的論点としての《グローバル化》——《主体》としての Nation の相対化
 - (四) 近代憲法学における Nation 像
 - (五) 主体に関する Nation の相対化——国籍 [Nationalité] に基づく二分論（性質論）の再提起
- 三 憲法的論点としての《グローバル化》——《主体》としての Nation の相対化
 - (一) 近代憲法学における Nation 像
 - (二) 主体に関する Nation の相対化——国籍 [Nationalité] に基づく二分論（性質論）の再提起
 - (三) 「主体に関する Nation の相対化」言説——《国籍 [Nationalité]》《市民権 [Citoyenneté]》構図再考
 - (四) 「主体に関する Nation の相対化」言説——《国籍 [Nationalité]》《市民権 [Citoyenneté]》構図再考
 - (五) フランスにおける《国籍⇌市民権》という図式の登場
- 四 「主体に関する Nation の相対化」言説——《国籍 [Nationalité]》《市民権 [Citoyenneté]》構図再考
 - (一) フランスにおける《国籍⇌市民権》という図式の登場
 - (二) 現象としての《グローバル化》とは？
 - (三) 憲法的論点としての《グローバル化》——《主体》としての Nation の相対化
 - (四) 近代憲法学における Nation 像
 - (五) 主体に関する Nation の相対化——国籍 [Nationalité] に基づく二分論（性質論）の再提起
- 五 結びにかえて——国家的市民権 [Citoyenneté Nationale] 再考
 - (一) フランスにおける《国籍⇌市民権》という図式の登場
 - (二) 現象としての《グローバル化》とは？
 - (三) 憲法的論点としての《グローバル化》——《主体》としての Nation の相対化
 - (四) 近代憲法学における Nation 像
 - (五) 主体に関する Nation の相対化——国籍 [Nationalité] に基づく二分論（性質論）の再提起

一 はじめに

我々はいかなる社会・時代に生きているのだろうか。《グローバルゼーション》というタームがあらゆる場面——政治・経済・環境・教育・流行 etc。——で用いられる現代社会において、我々が生きる社会・時代は、従来型——つまり《近代「modern」》と呼ばれる時間区分で前提とされる《近代国民国家》社会——と同一のものであろうか。グローバルゼーションの流れはヒト・モノ・カネ・サービスに著しい流動性を生じさせ、同時にインターネット等の情報技術の発展により、人々の生き方に直接的に関わってくる《価値》に關しても大きな流動性を生じさせている。具体的には、グローバルゼーションという現象は、一方でリーマン・ブラザーズの破綻や欧州金融危機などの、一国家／一地域の問題が《グローバル》な規模で大きな打撃を与える経済的影響を生じさせ、他方、従来西欧社会とは異なる価値パラダイムを有していた中東の非民主主義国家が、インターネットを介した《グローバル》な情報流入による革命、そして民主化という政治的影響を発生させている。このように、社会学的・政治学的・経済学的現象として《事実》の次元に限定されたものとして《グローバル化》という現象を理解することもできるであろう。

しかしながら、日本に於いても、当該《事実》に起因した憲法に關連する《主体》を巡る問題は生じており、二〇一六年九月の民進党代表選において立候補した者が二重国籍であることが大きな問題となり、その後二〇一七年に戸籍謄本を公開する流れに発展することとなった。さらに《主体》に關する直接的な憲法問題が生じたのがオーストラリア連邦であった。⁽²⁾ オーストラリアは移民が多く、二重国籍者が四〇〇万人ほどいると言われているが、オーストラリア連邦憲法 (Constitution of the Commonwealth of Australia) 四四条で、他国への忠誠等、連邦議會議員の欠落事項を定めている。⁽⁴⁾ このような状況下で、一九六〇年までイギリス領であったキプロス出身の父とギリシャ国籍の母が一九五

○年にオーストラリアに移住し、オーストラリアで生まれた元老院議員Nick Xenophonの二重国籍問題が生じている⁽⁵⁾。明らかに現代社会は、従来想定されていた「近代」パラダイムとは異なり、絶対的存在であった国家・国民が相対化される状況にある⁽⁶⁾。このような現象が憲法学に投げかけることは、我々が憲法というターム [Constitutional Law, Droit Constitutionnel] によって何を思考するのか、つまり憲法は、「何を」構築、構成する [construct, constituer] のか」という点に関連する。モンテスキューが提起する通り、近代憲法により構成されるものが“politica” “res publica” “Commonwealth” と呼ばれる「公共的なもの」であるとすれば⁽⁷⁾、現代社会におけるグローバル・フィールドでの流動性——国境を越えた諸個人、諸集団の活動——は、近代憲法（学）に対していかなる影響をもたらしうるのだろうか。

このような状況を反映した一定の公法学的展開が彼の地でなされている。いわゆる「ヨーロッパ立憲主義」と呼ばれ、国家を超えた新たな公法フィールドの模索への試みである⁽⁸⁾。この点に対しては、一部の論者によってグローバルゼーションとは異なる現象——欧州の連邦化もしくは、ローカライゼーション——として区別されることがある。しかしながら、欧州統合の過程は、各々の国家の存在を前提としながらも、共通市場の確保を目的とした（諸個人・諸団体の国境を越えた流動性の確保）。そして、それら各々ボーダーレスなアクターの保障制度＝手段としての（国家を超えたレベルでの公権力構造の創出）、さらにマーストリヒト条約締結以降EU市民という新たな《主体》の創出を試みており、まさしくグローバルゼーションによる《国家の相対化》を反映した *sui generis* な社会構造およびその——国民とは別個の——主体《を備えるものとして、グローバル化の一環として認識することは可能であろう。そこで本稿では、そもそも我々の研究の中心関心である《グローバル化》とは何か、何を意味するのか、そして、どのような社会現象であるのか、という点を確認するとともに、そこで生じる憲法学的論点——具体的には、国籍に基づく二分論——を提起する。そして当該憲法学的論点を思考する上で重要となってくる《市民権》概念の再提起の

必要性を示すこととする。

二 そもそもグローバルゼーションとは何か？

(一) “Ism”の付かない価値中立的社会現象としてのグローバル化⁹⁾

そもそも、我々が議論の発端とする《グローバル化 [globalization]》とは、いかなる社会現象であり、憲法学に対してどのような新たな問題を提起するだろうか。

グローバル市場を介したヒト・モノ・カネ・サービスの流動性を前提とする《グローバル化》というタームは、左右どちらの陣営に属するかに関わらず、論者次第で肯定的／否定的にも使われるものであり、その定義づけは論争的である。イギリスの政治学者デイビット・ヘルド (David Held) は、当該諸言説を概観した上でグローバル化に関する主要なアプローチ姿勢を大きく三つに分けている。

第一に、「伝統主義者 [traditionalists]」と、分類される言説集団である。¹⁰⁾ 彼らは、そもそも《グローバル化》という社会現象自体に懐疑的であり、当該現象によって生じているといわれる社会的関係性に関する根幹的・制度的変化を一切否定する集団である。彼らは、モノや文化の交流は《グローバル化》という語が提起される以前——具体的には、一九世紀——から生じていたものであり、その社会現象を改めて取り上げることは、妥当な賃金や税金を払いたくないという、大企業イデオロギーを支持するものでしかない¹¹⁾と切り捨てるのである。そのため、伝統主義者は、グローバル経済によって生じる優先開発に対抗する¹²⁾集団を支持することで、当該グローバルな優先開発により生じるグローバルな不平等(＝格差)を打開することを企図するモノなのである。

第二に、グローバル主義者「Globalists」と呼ばれるグループであり、大きく二つに分けられる⁽¹¹⁾。一方は、グローバル化という社会現象を認識しながら、それによってグローバルなコミュニケーションが確立されることで世界市民「world citizen」が成立するとし、それによってもたらされる利益——eg.《環境》に関するグローバルな問題共有と、それに対応する新技術の開発——を指摘することで当該現象は歓迎すべき変革であるとする「積極・楽観的グローバル主義者」[Positive Globalists]である。他方、否定的な評価を行う「消極・悲観的グローバル主義者」[Negative Globalists]は、当該現象は北側諸国の経済的・政治的利益集団——eg. 欧米日等——の支配が強化されることで、多様性が喪失されていき、文化帝国主義へと結びついていくような、より画一性を強いられた社会になっていくと、《グローバル化》という社会現象の危険性を提示するのである。

そして第三に、変容論者「transformationalists」と呼ばれるグループである。彼らは、「伝統主義者」と「グローバル主義者」との間で繰り広げられる不毛な論争を乗り越えようとする価値中立的、第三の姿勢に立つ。つまり変容論者は、伝統主義者と同調することで国家は「軍事的」「経済的」「政治的」に依然有力であるということと、他方でグローバル主義者にも同調することで、グローバル化概念を否定すること、またその物質的影響力や効果を過小評価することは無謀であるとする立場に立つのである。ここでは、グローバル化という社会現象に基づく変容を受け入れた上で、同時にそこにチャンスを見出し、民主的答責性「Democratic responsibility」と、グローバルなガヴァナンス・システムを目指す新しい制度設計を思考する論調をとるのである⁽¹²⁾。

そこで以下では、伝統的に憲法学の主要な考察対象である《国家》を前提としながらも、それに対して現代的変容（＝グローバル化）を認識した国家像——再帰型国家「reflexive state」⁽¹³⁾——を提示する、《変容論者》として位置づけられる社会学者U. ベックを軸に《グローバル化》という現象が何を意味するのか、そして、そこで定置される「——新たな形の現代型——国家とは何か？」という点を確認していきたいと思う。

(二) 現象としての《グローバル化》とは？

当該《グローバル化》というタームの共通概念の抽出を試みた社会学者U・ベック [Ulrich Beck] は、政治空間が世界市場に置き換えられてしまうという新自由主義的イデオロギーを含意したグローバルイズム [Globalism] とは区別する形で、《グローバル化 [Globalization]》を枠づけている。⁽¹⁶⁾

「グローバリゼーションというタームの」一定の特徴は、第一の近代の主要な前提を覆すことである。つまり、自己完結的 [self-enclosed] な国民国家や国民社会という空間の中で人々は生活し、行動する、という思考に転換を迫るものである。」

そして、グローバリゼーションが進行していった状態 [Globality] を次のように描き出す。⁽¹⁷⁾

「[Globality とは、] 国民国家や国民社会という統一が崩壊することで、一方には国民国家という単位やそれに縛られた行為主体、他方ではトランスナショナル行為主体、トランスナショナル・アイデンティティ、トランスナショナル社会空間、トランスナショナル状況、トランスナショナル・プロセスの両陣営が存在し、その両者による新たな権力関係、競争関係、紛争、重なり合いが発生する状況である。」

以上のような《グローバリゼーション》の枠組みを要約すると次のようになる。《グローバル化》とは、近代が前提としていた「公共的なるもの」国民国家」という図式を相対化することで、「公共的なるもの」に対する新たなフィールドの可能性を《National network-Transnational network》の関係性において常に再考を迫るものであると言

える。そしてベックは、その新たなフィールドを常に模索し続ける姿がグローバリゼーションへの対応形態——再帰型国家——としてのヨーロッパであるという。⁽¹⁸⁾つまり、national-networkとtransnational-networkとが混在する現在のヨーロッパにおいて「ヨーロッパとは何か〔What is Europe?〕」という問に対して、断定的回答を見出すことは不可能である。しかしながら、我々がこの問いに対して一定の回答を試みるのであれば、我々が唯一なせることは「ヨーロッパとは何だったのか〔What was Europe?〕」、という過去のある時点におけるヨーロッパ像の認識のみである。このような将来に於いてでしか認識することができない*sui generis*な状態こそがグローバリゼーションに対応した社会の姿であるとベックは指摘するのである。しかしながらここで想定されるヨーロッパとは、「将来から過去を振り返った時に認識可能なモノ」であるという受動的姿勢ではない点に留意すべきである。ベックが提起するグローバル化に対応したヨーロッパとは、将来的に生じる問題——労働市場・環境・社会国家・国際移民・政治的自由・基本権など——に対する政治的⁽¹⁹⁾回答を構築する能動的⁽¹⁹⁾姿勢を有したものである。

また、アメリカの都市社会学者S. サッセン〔Saskia Sassen〕も同様に、グローバリゼーションをnational-transnationalが混成する時間的／空間的集合体の形成として定義づける。⁽²⁰⁾そしてその具体的な事象として、金融センターの市場ネットワークの形成、ローカルなアクターである活動家の電子ネットワーク形成、国内裁判所を介したWTOや国際商事仲裁などの司法管轄権の発展などを挙げている。このような多層的複雑性を有したグローバリゼーションは、①各々のネットワークはナショナルなだけでなくグローバルなだけでもなく、②各々のネットワーク集団は、異なる時間／空間秩序を形成し、③イベント性に富んだ参画——つまり、明確なルールが存在しないような参画を可能にする空間——を生み出すことを可能せしめる、という三つの特徴を有するものとサッセンは指摘する。⁽²¹⁾つまり、サッセンが想定する《グローバル化》における社会像もまた、包括的には認識することのできないnational-transnationalなアクター集団により形成されるものとして把握されるものであるといえる。⁽²²⁾

また、このような(価値中立的) 変容論者として位置づけられる言説は、日本においても歴史及び物語に注目して「グローバリゼーション」分析を哲学者鹿島徹が行っている。鹿島はグローバル化を《三つの九・一一―一九七三年米国の関与によるピノチエト政権の確立・二〇〇一年米国同時多発テロ・二〇〇五年郵政選挙による小泉自民党の圧勝》と表し、《グローバル化》の実体を「新自由主義的グローバリゼーション」であると分析する。²³⁾しかしながら、鹿島の主眼は、当該現象としての《グローバリズム》を規範的なものとして受容するのではなく、それに対応しつつ、如何にして哲学的グローバリゼーション論を構築するか、という点にある。²⁴⁾つまり、世界システムを動かす新自由主義的グローバリゼーションを支持する《グローバリズム》と区別される、格差是正や環境問題——憲法学においては、人権——に対処するための人々の自由なコミュニケーションを拡大/促進する alternative なグローバリゼーション論の提起を思考するのである。《グローバリズム》への対抗としての alternative の提示が必要とされる具体的領域に関し鹿島は、①「新自由主義」そのものが有する「大きな物語——強固な公共世論形成能力——」に関するもの、②新自由主義的グローバリズムによって生じる国内構造の変容に対抗するために生じるナショナル・アイデンティティ論に関するもの、③新自由主義的人格像——現在における消費欲求充実を自己目的化/将来におけるスクラップ・アンド・ビルドの無限反復志向/過去における多様な人生を排除した「文化伝統」への自己同一化——に関するもの。²⁵⁾この三つが《グローバリズム》に対する alternative な《グローバリゼーション》論として必要となってくる。

以上のような、当該 alternative の提示は、従来の近代国民国家体制において憲法学がなしていたことと断絶的な、新たな営為として位置づけられるものではない。なぜならば、従来の近代国民国家体制においても、「公共性の回路」としての《国家》が常に《理性的》ではないことを前提としつつ、憲法学は、当該システムを「より理性的なものとする」ことを使命としていたことから、両者の関係は、《断絶》ではなく、《発展性》を有するものとして位置づけることが可能である。伝統的な憲法学的志向と明確に異なるのは、所与を《国家秩序》とするか《グローバル秩序》

とするのかという差にある。

以上のように、社会学・社会学・社会学という学問領域で提起されている《グローバル化》という社会現象を、規範学としての憲法学が思考していくための緒論点を前述三者が共通して提起している“transnational field”及び“national identity”を巡るものとして、その《主体》をいかに解していくべきかについて、以下その概要を確認していく。

三 憲法学的論点としての《グローバル化》

——《主体》としてのNationの相対化

(一) 近代憲法学におけるNation像

そもそも我々が提起するグローバル化という社会現象が提起する以前の近代憲法学が前提とする「公共的なるもの[*res publica*]」とはいかなる空間だったのであろうか。この点を探るには、一七八九年フランス革命期を境に発生した新たな時間的空間である《近代[*modern*]》を繙く必要がある。

一七八九年フランス革命以前の中世社会では、君主たりとも至上の権力は有しておらず、諸権力は、君主も含め、ローマ教皇や諸侯、自治都市などの存在によって分散的な——「君主は何人の下にも有るべきではないが、神と法の下にあるべきだ」と説かれていたとおり、君主はローマ教皇の神託および特権貴族との相互依存関係に基礎を置く——状態にあった⁽²⁶⁾。しかしながらその後の近世社会において、一六世紀に絶対主義が確立されることで、次第に君主が全ての諸権力を包括的に有する存在として体現され、ルイ一四世の「朕は国家なり[*L'Etat, c'est moi*]」というフレーズ通り、「公共的なるもの[*res publica*]」の化身としての君主に、統一的諸権力が帰属されることとなったので

ある⁽²⁷⁾。まさしくこの統一の諸権力の君主への帰属が、J. ボダン [Jean Bodin] が主権 [souveraineté]——至上性の義——と定義づけたものであった。つまり、対外的にはローマ教皇に対する独立を意味し、対内的には諸貴族や特権の中間団体に対する優位性を意味するものとして、主権概念が登場したのである。

そして一七八九年フランス革命を契機とし、近代憲法学が前提とする近代社会は発生する。それでは、その近代憲法における主体はいかに解されていたのだろうか。それは、樋口陽一が指摘する通り、近代社会の構造はフランス革命思想を忠実に表明する一七八九年「人および市民の諸権利宣言」[Déclaration des droits de l'homme et du citoyen du 26 août 1789]における“homme”と“citoyen”の緊張関係性から読み解くことが⁽²⁸⁾できる。「公共空間における個としての“citoyen”——私的空間における個としての“homme”⁽²⁹⁾という図式は、そもそも近代社会が前提とする公私二分論の表れであると言える。そして、一七九一年ル・シャブリエ法 [Loi le Chapelier] により、中世社会からの残存であった特権の中間団体が廃止されることで、私的空間に存在するものは homme のみとなり、⁽³⁰⁾さらに一七九一年九月三日憲法の諸公権力 [des pouvoirs publics] に関する第3章は、その一条において「主権は、不可分、非譲渡的かつ不可侵なものであり、nation に帰属する」と規定しており、旧体制下で公共性の化身として主権の保持者であった君主に代替し、公共空間は諸国民の抽象的総体としての nation によって独占されることで、nation が *res publica* の化身として主権——つまり、一切の個人／団体に對しても優位する統一的至上的権力——を独占するのである⁽³¹⁾。

まさしく近代憲法が前提とする近代国民国家型社会とは、このような「私的な空間における個」[「homme」]——公共空間における個 [「citoyen」] という緊張関係を有した個人および国家権力のみがアクターとして標榜され、一切の中間団体も公的アクターとしては存在しえず、独占的に公共性を標榜するのは nation (= 国民) だけという、“individu-nation”の二極対立型社会が近代国民国家であるといえる⁽³²⁾。そのため、“*res publica*”を nation のみが標榜——ベックの表現を借用するなら“*self-enclosed*”——する近代社会においては、nation の外的存在——主体的には

非Nationである外国籍保持者——は、『Narrativeとしての近代国民国家社会』において排除されるべき異分子としてのみ登場するのである。⁽³³⁾

(二) 主体に関するNationの相対化

——国籍 [Nationalité] に基づく二分論（性質論）の再提起

グローバル化という社会現象から提起される憲法上の権利に関する問題として、国籍の有無をメルクマールとする国民／外国人の二分論が挙げられる。当該二分論は、わが国においてもマククリーン事件判決⁽³⁴⁾が示す通り、「基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるモノを除き外国人に対しても等しく及ぶ」という権利の性質に基づいた国籍に基づく区別を許容するものである。そしてわが国憲法学において、外国人に対して権利制約が許容される性質を有するものとしては、①参政権、②社会権、③出入国の権利、などの権利が挙げられる。⁽³⁵⁾

前述のような、わが国憲法学において通説的理解となっている「性質論」に基づいた国籍を絶対的メルクマールとする二分論に対し一定の異議を唱える論者として、浦部法穂が挙げられる。⁽³⁶⁾ 近代憲法が国民国家の枠組を所与の前提として論じることに對し浦部は、当該「所与」——特に国民共同体に基づくナショナルリズム——の機能不全を理由とした変革の必要性を主張する。そして、「国籍」に基づく二分論ではなく、各々の生活実態——つまり、居住性 [Danzon] ——に基づく区別を重視するのである。浦部理論の根底は、一国の政治・社会・経済問題などがその国家内部のみで完結しえない時代状況を反映したものであり、主体に関する『Nationの相対化』を必要とするグローバル化を反映させた思考とも適合的な主張であると言える。

同様に、憲法思想的側面から主体に関するNationの相対化を主張する論者として、愛敬浩二がいる。愛敬の主張

は、近代憲法学の前提となる社会契約論におけるNationの役割を再確認することで、現在の理解に対して転回を迫るものである。愛敬は「Nation」を、社会契約に基づいた《人的共同体》と、近代主権国家という《領域共同体》との接続媒体としての役割を担うモノとして描き出し、その接合により発生したのが国民国家であるという⁽³⁷⁾。つまり、社会契約によって「共通の法に従うこと」を約束した人的共同体と、主権国家の下に住む領域共同体の両方を接合するものとしてNationが生じたのであれば、外国人であっても定住者等は「共通の法に従うこと」を約束したものであり、Nationに含まれるのではないかという主張である。そのため愛敬は、従来判例および通説における「外国人の権利」に関する思考形式の転換を主張する。従来型では、第一に国籍をメルクマールとした二分論を展開した上で、第二に、第一段階で排除された外国人を国際協調主義の観点から権利の性質を考慮した上でどこまで保障がなされるか、という思考がなされているために、主体に関するNationによる独占状態——具体的には、裁量問題として切り捨てられる恐れがある状況——が生じるのである。これに対し、愛敬言説における検討順序は、第一に「人権の普遍性」という観点から、国民／外国人の区別なく一応に保障が及ぶとした上で、第二に国籍に基づいて区別をするのであれば、その正当化が必要となる、というものである。この順序で考えることで、主体の問題が「裁量問題」として単純に切り捨てるのが正当化されるのではなく、国家による区別正当化の立証義務が発生するのである。そして、外国人への参政権付与を否定する思考に対しては、民族的・文化的共同体としてのNation像を前提としているため、社会契約に基づく外国人のNationへの編入を拒絶するのだろうか、と批判を行っている。

長谷部恭男は、人権の普遍性という前提を貫徹するために「外国人の人権」というチーム自体、そしてその権利が在留制度の枠組に限定されていることに対する問題提起を行い、国民／外国人二分論に対するradicalな分析を行う論者である⁽³⁸⁾。長谷部は、愛敬言説における外国人に対する区別の正当化に関する検討を行う。長谷部が区別正当化の可能性として、①相互扶助組織としての国家(国籍)、②特別な関係性としての国籍、③調整問題を解決する指標と

しての国籍、を挙げて正当化が可能かを検討する。そして長谷部の結論としては、②及び③と解することで一定の區別は効率化の下に正当化可能であると結論づけるのである。ただし長谷部は、ライフ・セーバーの例を提示することで、国籍区別による効率性（＝正当化）を説明しているが、流れが激しい海——グローバル化に基づく流動的社會——においてもその正当化が可能かは再考が必要となるだろう。³⁹⁾

前述三人の論者は、憲法学が所与の存在として想定する抽象的存在である「国（民）[Nation]」そして、その構成員資格としての「国籍」との単純な連結に対する再検討および正当化可能性を検討している点で共通している。これは、わが国に潜在的に存在していた非Nationの存在（※在日コリアン等）に起因する問題提起であったが、このような非Nationに起因する問題は、わが国においても今後グローバル化が進むにつれ、より顕在化する可能性を有していると言えるだろう。

四 「主体に関するNationの相対化」言説

——《国籍[Nationalité]》《市民権[Citoyenneté]》構図再考

そもそも、「国籍＝参政権≠市民権」という構図は必然的な結びつきがあるのであろうか。この問いに関しては、国籍取得要件を下げることで外国籍者を柔軟に《帰化させる／する》国籍法運用をすることで、外国籍者が国籍取得をすることにより、同一の国民として平等に取り扱う方法も考えられる。しかし他方、外国籍者を非国籍保持者として国籍保持者とは別個に扱った上で、社会的権利＝社会的承認——市民権の承認——を与える、という方法も考えられ、当該問題に対する解決策としては二つの対応が考えられる。⁴⁰⁾前者が伝統的な国家中心主義的——超国家

的——思考であるのに対し⁽⁴¹⁾、後者は従来絶対的存在であった国家そのもの、そしてその帰属資格としての国籍を相対化する——一部の論者はこれを Post-National と呼称する——流れといえよう。そこで以下では、市民 [Citoyen] という概念が重視されてきたフランスを事例に「国籍＝市民権 [Nationalité=Citoyenneté]」構図の再検討（再確認）を行っていく。

(一) (フランスにおける)《国籍＝市民権》という図式の登場

市民権 [Citoyenneté] 研究の第一人者である政治哲学者 E. タッサン [Etienne Tassin] が、ナショナル・アイデンティティと市民の関係を歴史的概念変遷に基づいて分析を行っているため、彼の分析をベースとして《国籍＝市民権》という図式に対して再検討を促したいと思う⁽⁴²⁾。

タッサン曰く、Nation 概念は既に一二世紀から発生していたのに対し、国籍 [Nationalité] というタームが生じたのは一九世紀初頭であり、当該タームは、当時フランスにおいて二つの意味を包摂するものとして考えられていた。第一に、歴史、伝統、そして共通の起源を有した諸個人の集団を意味し、第二に、実存的人格 [Personnes physiques] を国家に連結させる関係性を意味するものであったのである⁽⁴³⁾。つまり前者は、過去の歴史性などの narrative に基づいて形成された生来的共同体 [communauté native] に依拠するのに対し、後者は共同体性というよりも、契約や選択に基づいた純粹に政治的關係性 [lien proprement politique] に依拠するものである。このような当時の国籍概念を反映させた形で、近代法における国籍概念は成立するのである。つまり、近代法における国籍とは、《ナショナル共同体アイデンティティ [Identité communautaire nationale]》と《国家との政治的關係性 [lien politique à l'Etat]》とが結合した法的制度だったのである。

しかしながらフランス革命において、このような二つの意味が結合した国籍概念は、市民権概念と連結する必要が

あった。なぜならば、生来的かつ文化的な《国籍》が、政治的存在として公的承認を受けるためには、国家による規範制定、制度設計が必要だが、それを《国籍》自らの存在——概念——では為すことができないため、《国籍》に先行する政治的存在としての市民権——つまり、公的かつ作為的人格——が要請されるのである。⁽⁴⁶⁾そのため、一七八九年の人および市民の諸権利宣言においては、市民権が国籍を担保する存在として、その優位性が示されるのである。

その後も革命期における市民権と国籍の密接な関係性は維持されたが、ナポレオン法典の成立により市民権の優位性が転換されることとなる。⁽⁴⁶⁾ナポレオン法典「code Napoléon」に国籍が規定されることで、市民（citoyen）がナショナル・アイデンティティを表明する民法典が定義するナショナル・コミュニティの部分集合としての理解が示されるのである。⁽⁴⁶⁾つまり、元々は《市民権》が国民としての地位を表明することで、政治的なる形態「mode d'être politique」を意味すると解されていたにもかかわらず、ナポレオン法典の規定により、政治的かつ民事的権利の保持は、ナショナル・アイデンティティが完全な権利を有する構成員として認めた者に対する特権であると考えられてしまったのである。つまり、ナポレオン法典は、「国籍を担保する存在としての市民権」という発想を、逆に「市民権を担保する存在としての国籍」という思考へと転回させることで、《市民権》および《市民》が、《国籍》——つまり、ナショナル・アイデンティティ——《国籍保持者》へと融解する状況を生じせしめたのである。

(二) (フランスにおける)《国籍×市民権》という図式の提起

しかしながら、前述のナショナル・アイデンティティが《市民権》を融解するという状況が新たな展開を迎えたのがアルジェリア政策を巡る問題であった、とタッサンは分析する。⁽⁴⁷⁾

そもそもアルジェリアは、王政復興期の一八三〇年に植民地化されたが、当時はまだフランス本土とは区別された別個の外部的存在としての扱いを受けており、アルジェリア人は、フランス国民（nationaux français）としての承認は

されていなかった。しかしながら、男子普通選挙が施行された第二共和制期の一八四八年に、アルジェリアは準海外県 [départements français d'Algérie] としての地位が承認されることで、三つの県が置かれるようになる。そのため、アルジェリアはフランスのナショナル・アイデンティティーの一部として考えられ、アルジェリア人もまたフランス人 [français] としての承認を受けることとなった。しかしながら、アルジェリアで適用される法規は、本土のものとは異なっており、またアルジェリア人に対しては、一定の権利制限が為されていたのである。⁽⁴⁵⁾ そのためアルジェリア人は、フランスのナショナル・アイデンティティーの一部ではあるが、市民権保持者ではないという、国籍と市民権との分化が発生したのである。⁽⁴⁹⁾ その後、第三共和制期の一八八一年七月二八日法律によって「原住身分法 [code de l'indigénat]」が成立することで、フランス人が「国民的市民 [citoyens nationaux]」として完全な諸権利を有していたとは対照的に、アルジェリア人はフランス人としての身分は有しながらも「フランス臣民 [sujets français]」の地位に置かれることとなる。そして、人頭税の対象となりながら、賦役を課され、また容易に刑罰を科される身分に陥られることで、国民でありながらも、市民権のみならず一切の人権をも剥奪される状況が発生したのである。

しかしながら、第二次世界大戦後に第四共和制が成立することで、このような国籍と市民権との分化状況が変容を迎える。それは、憲法制定議会において一九四六年五月七日法律（通称、Lamine-Gueye 法）が成立したことで、海外領土 [territoire d'outre mer] の住民に対してもフランス市民と同等の権利が承認されたのである。ただし、これはアルジェリア域内に限ったものであり、アルジェリア人はフランス本土で市民権を行使することはできなかった。つまり当該アルジェリア人に付与された市民権は national なものではなく、アルジェリア本土に限定された local なものであったといえる。ここでは、アルジェリア人は、ナショナル・アイデンティティーの一部ではありながらも、部分的——non national——な市民権が承認された状況が発生するのである。

(三) (フランスにおける) 脱国家的市民権の提起

——欧州統合による脱国家的政治空間の発生

上述のアルジェリア政策における《市民権》と《国籍》との分化状況は、確かに両者の分化が明確に表明された実例ではあるが、市民権の付与に関する権限を宗主国であるフランスが有していた点に鑑みると、両概念が完璧に分化したものではないとも言える。この点に関しタッサンは、欧州統合による政治的共同体の創出は、アルジェリア政策で生じた概念分化と同様のものではあるが、分化によって生じる問題の性質は異なるものであると分析している⁽⁵⁰⁾。その理由として、欧州統合によって発生したEUは、従来市民権を付与する権限を有していた国民国家ではなく、——*sui generis*な——非国家的かつ純粋に政治的共同体であり、それによって市民権が付与されているからである。この点に関してタッサンは次のような言及をする⁽⁵¹⁾。

「純粋に *postnational* な欧州市民権の発生は、次のような非国家的居住者参加型の原則を現実化させたものである。第一に、社会制度が各々の社会「例えば社会保障や企業委員会など」に対応した形で構成されること。第二に、デンマークやスウェーデン・ノルウェー・ベルギーや、イスラエル・スイスのヌーシャテルのような、ヨーロッパ内外の国々で認められているような政治的決定機関が地方自治体で確保されていること。」

つまりタッサンの主張によると、国籍とは、文化的／歴史的という *narrative* に依拠する共同体を形成するものであり、それとは対症的に《集团的アイデンティティ》としての市民権とは、実体的関係性に依拠した政治的共同体を形成するものであるということが分かる。しかしながら既に確認してきたとおり、ナポレオン法典により市民権が

国籍（＝ナショナル・アイデンティティー）へと融解することで、政治的共同体を構成する《集团的アイデンティティーとしての市民権》もまた、ナショナル・アイデンティティーへと融解してしまうのである。つまり、政治的共同体がすべて文化的／歴史的共同体としての《国家的なるもの(national)》によって占有される状況が生じるのである。

以上のように、《アイデンティティーとしての市民権》とは、政治的共同体を形成することであるとと言える。しかしながら、国籍が市民権を融解する近代国民国家社会においては、当該政治的共同体性はナショナル・コミュニケーションへと融解され、《アイデンティティーとしての市民権》が《文化的／歴史的共同体アイデンティティー》と同義に陥るといふ状況が発生するのである。

(四) そもそも Post-National な市民権とは？

それでは、そもそも《国家的なるもの[National]》に編入されない構成員資格[citoyenneté]はいかに考えられるのだろうか。⁽⁵²⁾ 国際関係学を専門とする柄谷利恵子は、国民(国家)型市民権(National citizenship)とは区別される市民権を、「帝国型市民権[The imperial type of citizenship]」「複合型市民権[The composite type of citizenship]」「コスモポリタン型市民権[The cosmopolitan type of citizenship]」と三つに区別して説明を行う。⁽⁵³⁾

「帝国型市民権」とは、植民地支配を介した軍事的影響力に限らず、非公式的な影響力など、多様な手段によって植民地との支配関係が成立している空間で生じるものであるという。⁽⁵⁴⁾ そのため、——イギリス帝国に於いては——帝国型市民権保持者間では、《文化的同一性——同一の文化的アイデンティ》まで認められる必要はなく、あくまでも《帝国の支配下にあるという制度的枠組み》において認められるものである。そのため、市民権概念は本来平等であるべきものであるにもかかわらず、帝国と植民地との関係性から市民権が認められる範囲(内容)には不平等が生

じる。しかしながらこの空間では、宗主国である帝国に対して劣っている「inferior」という観点から諸従属地帯「peripheries」は平等なのである。

次に、複数の政治集団が条約などに基づいて一体の政治体を形成する「複合型市民権」である⁽⁵⁵⁾。この複合型市民権は、一方的「unilateral」な帝国型とは異なり、対等な相互間で締結されるものである。また当該統合形態には二種類に分けることが可能であることが国際法学者によって指摘されている。第一に、一七一四年から一八一三年の大英帝国とハノーバー朝との関係や、一七七八年から一七八七年のアメリカ独立戦争から合衆国憲法が制定されるまでのアメリカ合衆国がとっていた連合（「confederation」）形態のような、構成国のみが国際的に法人格を承認される形態である。この統合形態においては理論的には、統合体を形成した後であっても構成国相互間で戦争をすることは可能なものである。第二に、物上連合「real unions」と呼ばれる一八一四年から一九〇五年間の同一君主をおいていたスウェーデンとノルウェーのように、構成国には国際的に法人格が承認されないが、統合形態にのみ承認される形態である。当該統合形態における市民権の内容は、連合を形成する条約の内容によるものであるため、帝国型市民権と同様に、当該連合体内部には同一の文化・言語などの文化的アイデンティティを共有する必要はない。

第三に挙げられているのが、『政治的統合体』というハードな統合制度体ではなく、『市民社会』というソフトな内実を重視する「コスモポリタン型市民権」である⁽⁵⁶⁾。この思考枠組みにおいて、市民の権利義務保障は、統合体が創設する統治機構を必要とするものではなく、従来通り諸国家が当該権利義務保障を担うものである。当該思考は歴史的に制度化されたものではないが、その思考自体は人類史上古くから唱えられていたものである。この点に関して、イギリスの国際政治学者リンクレーター（Andrew Linklater）は、「人権」や「平和」という共有された原則を促進するために各国家が共同する形態を『多元型「pluralist」』『連帯型「solidarist」』『ポスト・ウエストフリアリア型「Post-Westphalian」』と区別した上で説明している。『多元型』とは、第二次世界大戦後の国際情勢を表したものであり、国

連を基軸とした各構成国が各々の空間において自由や平等の確保を行い、当該構成国間での政治的・経済的・制度的、文化や倫理に関する同一性を求めるものではない。それに対し《連帯型》においては、共通の課題に対して各構成国間で共通の道徳的原則に対する同意が形成されたものである。このような連合体と構成国との主権関係に関する思考を取り除き、共有された規範及び道徳を実現させていく思考形式が《ポスト・ウエストフアリア型》であるという。

しかしながら旧憲法（大日本帝国憲法）下の大日本帝国では、大英帝国のような複数の民族を統合した国家体制をとっていたものの、編入した諸外国（朝鮮・台湾・樺太）を「帝國的搾取」を連想する《植民地》として（法的に）扱うことを避けるがために⁽⁵⁷⁾ 戸籍上「内地」「外地」との区別は設けたものの——同一国籍（大日本帝国臣民）に編入することで、《国籍＝市民権》という構図は日本の法思考においては維持されることとなった。⁽⁵⁸⁾

五 結びにかえて

——国家的市民権 [Citoyenneté Nationale] 再考

本稿では、「グローバル化とは何か」及び「グローバル化による主体の相対化」について確認してきた。ここでは、従来憲法学において当然のように考えられてきた《性質論》への再検討が必要となってくるのが分かった。そして従来憲法学において主体として重視されてきた《国籍保持者（＝国民＝Nation）》という形式要件に基づく概念だけではなく、《市民—市民権》という、《近代》が成立したフランス革命で重要な主体として扱われてきた実質的概念に対する再検討／再評価が必要であることが分かった。

このような《憲法学—公法学的主体》に関する議論は、日本国憲法学においては主権論争で行われてきたモノであ

る。そもそも憲法学における主権論争は、第二次世界大戦の敗戦後に生じた天皇主権から国民主権への転換を迎えたことで生じた憲法学者宮沢俊義と法哲学者尾高朝雄との間で展開されたものであった。⁽⁶⁹⁾ 当該論争に於いて宮澤は、天皇主権から国民主権への転換を強調することで《国体》は転換を迎え、当該主権の転換による新憲法（日本国憲法）の特徴を《民主化》という概念を強調していくつか挙げている。大前提の改革として、憲法条文の口語体の採用である。大日本帝国国憲法は、文語体で書かれたものであり、当時出されていた判決文もまた文語体であった。それに對し戦後制定された日本国憲法においては、平仮名混じりの口語体が採用された。当該法文の口語化は日本文化の口語化であり、文化の民主化を示すものとして積極的な評価をしている。そして、当該「思考としての民主化」を担保する制度の特質として、日本国憲法前文で宣言されている国民主権主義及び、日本国憲法一条の「国民の総意」に基づく天皇制、そして「平和主義（前文、九条、六六条文民統制）」「議院内閣制（六六条）」「——大権事項から国会機能への転換を意味する——国会の機能強化（四一条）」「地方自治体における公選制（九三条）」「最高裁判事の国民審査（七九条）」「成年者による普通選挙（二五条）」などを挙げている。しかし、このような天皇主権から国民主権というユートピア的転回論に疑義を示したのが法哲学者尾高朝雄であった。尾高の主張は、宮澤に見られるような楽観的国民（Nation）像に疑義を示し⁽⁶⁰⁾、「公共の利益 [utilité publique]」に根ざした「共同の福祉 [bien commun]」の実現を目指し、正しい《理念》に導かれる「ノモス主権」論を唱えたのである。この思考を引き継ぎ⁽⁶¹⁾、その後展開された七〇年代国民主権論争において樋口陽一は、主権及びその実定法概念である憲法制定権力は法治主義的秩序を突き崩す Polemischer Begriff として永久的に「凍結」されること⁽⁶²⁾で、「国民主権の貫徹」という形で主張されてきたところの実践的欲求は、（主権概念ではなく）権力に対抗する人権という觀念によって行わべき⁽⁶³⁾としていたことからも、前述第3章で示した《市民権⁽⁶⁴⁾》という権利概念をベースに研究を行うことは適当であろう。

そのため、今後は《市民—市民権》概念の母国であり、社会思想及び法学的にも重要視されてきた、フランス共和

国での歴史的展開を確認するとともに、その概念にグローバル化に基づく現代的変容が認められる欧州統合等に起因した議論を確認していく予定である。

- (1) 日本経済新聞「社説」二〇一六年九月一六日付朝刊二頁。
- (2) Amy Remekis, "Constitutional crisis leaves Turnbull government fighting for its political life", Aug/18/2017 in *Sydney Morning Herald*.
- (3) 二重国籍者がどれほどいるかということを公的統計上明確にすることは不可能だとされているが、その数は増加するであろうという点がオーストラリア連邦議会の調査で明確に示されている。オーストラリア、連邦議会、"Dual citizenship in Australia (Current issues Brief 5 2000-01)" 最終検索日(二〇一七年九月一九日) [http://www.aph.gov.au/About/Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/Publications_Archive/CIB/cib0001/01CIB05#situation]。
- (4) P. J. Hanks, *Australian constitutional law, 3rd Edition*, pp. 1. 047-1. 051.
- (5) 他国への忠誠に基づく憲法上の欠落条項を意識して母から受け継いだギリシャ国籍は放棄していたが、父から受け継いでいるイギリス国籍が他国への忠誠にあたるのではないかと、最近になって記者のインタビューから気付かされ、オーストラリア高等裁判所の判断を仰いでいる。またこの一件のみならず昨今移民大国オーストラリアの連邦議会の二重国籍を巡る憲法問題として、二〇一七年七月一四日に、ニュージールランド国籍との二重国籍が問題になったオーストラリア緑の党所属の連邦上院議員 Scott Ludiam の議員辞職を発端に、二〇一七年だけでも七件の二重国籍に関する問題が生じており、憲法危機 (constitutional crisis) と呼称されている。Amy Remekis, supra note [2].
- (6) グローバリゼーションによる「国家の相対化」を前提とした憲法理論を構築するものとして以下の文献を参照。森英樹「グローバル化による『法律時報』七三巻六号」二〇〇一年「四九頁以下、辻村みよ子「市民主権の可能性——21世紀の憲法・デモクラシー・ジェンダー」『有信堂』二〇〇二年「一―一六頁、山元一「近未来の憲法理論を考える」『法律時報』八〇巻六号」二〇〇八年「六一頁以下、等。
- (7) 現代仏公法学の大御所であるパリ第二大学教授 Olivier Beaud は、古典から近代に至るまでの憲法 [droit constitutionnel] というタームの変遷、及び基本法 [lois fondamentales] との接合に関する分析を行っている。そのなかで Beaud は、

- 近代における constitution というチームに対し、古典ギリシャにおける politeia つまり、共同体の同意に基づいた一般的な制度から導き出される公共善の追求——の意味を付与する論者としてケンチスキューを挙げる。Olivier Beaud, “L’histoire du concept de constitution en France - De la constitution politique à la constitution comme statut juridique de l’Etat”, in *Jus politicum*, no. 3, 2009, pp. 11-13.
- (8) 山元一「〈グローバルゼーション〉の中の憲法学——「ヨーロッパ立憲主義」の「規範論的転回」——」『岩波講座 憲法 5 グローバリゼーションと憲法』長谷部恭男他編「岩波書店、二〇〇七年」二二七頁以下。
- (9) こっぺいう「“sm”の付かない」とは、グローバル化というチームと互換的に使われている“Globalism”との区別を強調するために提起するモノである。本稿でも後に述べる通り、社会学・社会哲学をはじめとする社会科学において Globalism とは、新自由主義的傾向を含意したモノであり、そのような種のイデオロギーとは区別されたモノ（社会現象）を本稿では論じらる。
- (10) David Held, *A globalizing world?: Culture, Economics, Politics*, London: Routledge in association with Open University, 2004, p. 23.
- (11) *Ibid.*, p. 22.
- (12) Hugh Mackay, “The globalization of culture?” in *A globalizing world? Culture, Economics, Politics*, p. 48.
- (13) David Held, *supra* note [10], p. 24.
- (14) Anthony McGrew, “Power shift: from national government to global governance?” in *A globalizing world? Culture, Economics, Politics*, p. 164.
- (15) Ulrich Beck, *What is Globalization?* Cambridge: Polity Press, 2000, p. 9.
- (16) Ulrich Beck, *supra* note [15], p. 20.
- (17) Ulrich Beck, *supra* note [15], p. 21.
- (18) Ulrich Beck, *supra* note [15], pp. 156-160.
- (19) Ulrich Beck, *supra* note [15], pp. 158-159.
- (20) Saskia Sassen, *Territory, authority, rights: From medieval to global assemblage*, Princeton University Press, 2006, pp. 386-390.

- (21) Ibid., pp. 401-423.
- (22) このようなグローバル化の影響に注目し、グローバルなレベルでの法学的検討は、憲法学のみならず、法学の前提を思考する学問である法哲学においても注目・必要とされている。法哲学では、従来の国家的正義論——特に、後期ロールズの国内/国際の二分論——の転換として、グローバル化による国家間関係の緊密化を理由とした「世界正義論」の検討が為されている。わが国においては、井上達夫が後期ロールズ批判を展開する上でロールズの《説明的ナシヨナリズム》に対し批判的検討を行っている。井上は、Thomas Poggeのグローバル・フィールドにおける《制度的加害は正論》をベースとしながら、グローバル・フィールドと従来の国家的正義論とを接合する道徳的義務論を展開している。井上達夫「世界正義論に向けて」『立教法学』八三号「二〇一一年」一頁以下、同「正義は国境を越えうるか——世界正義の法哲学的基礎」『現代法哲学講義』信山社、二〇〇九年「一〇七頁以下。
- (23) 鹿島徹「探求 9・11以降、歴史を語ること——物語り論からグローバリゼーション論へ」『岩波講座 哲学11…歴史/物語の哲学』『岩波書店、二〇〇九年』二〇四頁以下。
- (24) 同右・鹿島徹・二〇一二年四頁。
- (25) 前掲注(23)・鹿島徹・二〇一二年三三三頁。
- (26) 樋口陽一「比較憲法」『青林書院、一九九八年』四二二頁。
- (27) しかしながら樋口は、絶対王政期であってもその社会編成原理は身分制を基礎とするものであったため、実際の権力構造は貴族などの特権階級及び、大学やGEMなどの特権的中間集団に分散されており、それほど「絶対的」なものではなかったと指摘する。樋口陽一「憲法 第三版」『創文社、二〇〇七年』一〇九—一〇頁。
- (28) 樋口陽一「近代国民国家の憲法構造」『東京大学出版会、一九九四年』一四一—一四四頁。
- (29) ルソー思想におけるcitoyen概念も同様に、citoyenに対し公民としての「徳 [moralité]」を強調することで、公共空間における自律的存在を表すものであった。まさしくこの点を簡潔に言い表しているのが、社会契約論ジュネーブ草稿における「我々はCitoyenである」とよび始めて「Hommeとなる」というフレーズだったのである。阪本昌成「近代」立憲主義を読み直す『フランス革命の神話』『成文堂、二〇〇〇年』四二頁。
- (30) ル・シャブリエ法は「同一の身分及び職業の市民の全ての種類の同業者組合の廃止は、フランス憲法の本源的基礎の一部であるから、いかなる口実およびいかなる形式の下であっても、それらを事実上再建することは禁止される」と規定し、

- Child や宗教団体、弁護士会、そして大学などの結社に対して刑事罰で規制をするという強硬な中間団体を排除する社会姿勢が示された。この状況は第三共和制期にル・シャブリエ法の廃止を規定した一八八四年三月二日／二日法律が成立するまで続いた。樋口陽一『比較憲法』〔青林書院、一九九八年〕七五頁。
- また、第三共和制期には中間団体の承認は為されたものの、新たに「Article」の原則が導入されることで、公共空間における宗教的モノの排除が徹底されることになった。
- (31) いわゆるこれがNation 主権論と呼ばれ、議会派ブルジョワジーによる民衆の政治決定権の排除を目的とした国民代表制を正当化するための規定である。そのため、一七九一年憲法では公共空間における個人であるcitoyen は、能動的市民[citoyen actif] / 受動的市民[citoyen passif] に区別されることで、前者のみが参政権を有する存在として考えられていた。この規定は、後のルソー思想に基づき起草された一七九三年六月二日憲法——いわゆるジャコバン憲法——では、国民の抽象的総体であるNation ではなく具体的市民の総体であるpeuple に変更が為された。辻村みよ子・前掲注(6)・二四一—二六頁。
- (32) 樋口陽一・前掲注(26)・一四七—一四八頁。
- (33) ここで用いられているNarrative (物語り) というタームは、当該近代国民国家像が意識的に我々憲法研究者にとって、共有されている人為的構図であるということを示すために使った。そもそも当該概念は奥平康弘が指摘する——論弁的論理展開という形式によって自己完結する学問としての——「法学」の前提として隠れているフイクション性を表すものである。参照、奥平康弘「憲法の想像力」〔日本評論社、二〇〇三年〕二〇七—二一六頁。
- (34) 最高裁昭和五三年一〇月四日民集三二巻七号一二三三頁。
- (35) 後藤光男「外国人の人権」「憲法の争点」大石眞・石川健治編「有斐閣、二〇〇八年」七四—七五頁。
- (36) 浦部法穂・山元一「外国人の人権」井上典之・小山剛・山元一編「憲法学説に聞く」〔日本評論社、二〇〇四年〕一四五頁以下。
- (37) 愛敬浩二「人権・国家・社会① 外国人の選挙権と『国民国家』」『法学セミナー』No. 570 [二〇〇二年] 一三三頁。
- (38) 長谷部恭男『憲法の理性』〔東京大学出版会、二〇〇六年〕一—一六頁以下。
- (39) 長谷部は脚注にて、ライフセーバの例における、溺れた者の属人的分担に基づいた画一的救済義務を思考することには弊害があることに注意を示している。同右・長谷部恭男・一二五頁。

- (40) J. Léca, *Nationalité et citoyenneté dans l'Europe des immigrations*, Paris: Institut d'études politiques, 1990, p. 43.
- (41) 後述する通り、当該超国家的体制を敷いていたのが大日本帝国であった。しかしながら当該体制では、後述する通り《内地戸籍》《外地戸籍》という区別がなされることで、外地であった朝鮮半島及び台湾島等にいる臣民は代表者を選出する権利が制限されていた。
- (42) Étienne Tassin, "Identité nationale et citoyenneté politique", dans *Espiri*, janvier 1994, pp. 97-111.
- (43) ただしタッサンの当該Nationalitéの二義性は、樋口言説におけるNationの二義性とは異なり、フランスにおけるNationalité理解におけるethnos（血統）的／demos（政治）的、両方の要素を有していたという主張である点は留意すべきである。Ibid., p. 98.
- (44) Étienne Tassin, *supra* note [42], p. 100.
- (45) Étienne Tassin, *supra* note [42], p. 100.
- (46) 実際にナポレオン法典二章一部（一七条から二二条）においては、「フランス人としての地位の喪失による、市民としての権利の喪失に関して [De la Privation des Droits civils par la perte de la qualité de Français]」が規定されており、普遍的存在であった市民（権）が、国家—国籍との結びつきが必然的なモノとして描かれることにより、市民権と国籍との優位関係の転換が示されることとなった。
- (47) Étienne Tassin, *supra* note [42], p. 100 et suivi.
- (48) フランスは、第三共和制下で男子普通選挙が確立されることで、当時海外県として領土の一部としての扱いが為されていたアルジェリアも、本土への国会議員選する権限、知事・副知事・市長を選挙で選出する制度などが確保されていた。しかしながら当該民主的過程に参加できるのは citoyen français のみであった。フランスのアルジェリア政策に関しては以下の文献を参照。ギー・ペルヴィエ著、渡邊洋子訳『アルジェリア戦争—フランスの植民地支配と民族の解放』「白水社、二〇一二年」一四頁以下、バンジャマン・ストラ著、小山田紀子・渡辺可訳『アルジェリアの歴史—フランス植民地支配・独立戦争・脱植民地化』「明石書店、二〇一二年」三八頁以下。
- (49) Étienne Tassin, *supra* note [42], pp. 100-101.
- (50) Étienne Tassin, *supra* note [42], pp. 101-102.
- (51) Étienne Tassin, *supra* note [42], pp. 101-102.

- (52) この点に関して、国民国家とグローバル化及び市民権に関して研究を行っているエセックス大学の社会学者 Yasemin Soysal は、国民国家型構成員資格 [National citizenry] という思考枠組み自体は、フランス革命によって生じたものであり歴史を有したものであることが確認されている。しかしながら、当該思考枠組みが制度化され、国籍保持者と非国籍保持者の二分法が生じたのは、パスポートやIDカード、そしてビザ制度を発端とする一九〇五年の外国人法 [Alien acts] が制定された第一次世界大戦以降のものでしかない」と述べている。Yasemin Soysal, *Limits of citizenship*, Chicago: University of Chicago Press 1994, p. 139.
- (53) Rieko Karatani, *Defining British Citizenship: Empire, Commonwealth and Modern Britain*, London: Frank Cass, 2003, pp. 21-28.
- (54) *ibid.*, pp. 23-24.
- (55) Rieko Karatani, *supra* note [53], pp. 24-26.
- (56) Rieko Karatani, *supra* note [53], pp. 26-27.
- (57) 遠藤正敬『戸籍と国籍の近代史——民族・血統・日本人』[明石書店、二〇一三年]一七三頁。
- (58) この思考——《国籍＝市民権》——は未だに根強く日本の政治空間に残っているため、二〇〇一年国会での特別永住者の国籍取得簡略化プロジェクトチームにおいても、その背景には、特別永住者の「市民権」の承認の為に、国籍取得が必須であるという《慎重派》と呼ばれる存在が確認されている。遠藤正敬「植民地遅配の中の国籍と戸籍——「日本臣民」と「外地人」という二つの極印——」[早稲田政治公法研究] [早稲田大学大学院政治学研究所、二〇〇一年]二七七頁。
- (59) 宮澤俊義及び尾高朝雄の主権論に関しては、「新憲法の概観」[「国民主権と天皇制」] [新憲法の研究] [有斐閣、一九九九年]一—四三頁。
- (60) 尾高は、既に国民主権が成立しているワイマール期のドイツを例示し、国民主権そのものの近視眼的危険性を提起している。尾高朝雄「主権概念の批判」[「天皇制の国民主権とノモス主権論」] [書肆心水、二〇一四年]六八頁。
- (61) 樋口陽一は、宮沢が示した樂觀的国民像をそのまま引き継いだわけではなく、フランス型——*Demos=nation*——とドイツ型——*Ethnos=Nation*——を参照することで、尾高流の「正しい統治」を施行するモデルとして、有るべきNation像を前者として示している。樋口陽一「憲法 近代知の復権へ」[「東京大学出版会、二〇〇二年」一七六頁以下、同「憲法と国家」] [岩波書店、一九九九年]七二頁。

- (62) 樋口陽一「『国民主権』と『直接民主主義』」『公法研究』三三三号「一九七一年」二六頁。
- 尾高朝雄が「主権」概念を、法の理念のもとに铸造し直す必要性を訴えているように、樋口陽一もまた、その実定法超越的論理構造を持つ主権概念を法的に凍結している。尾高朝雄・前掲注(59)・六七―六九頁。
- (63) 興味深いことに、国民主権論争で樋口陽一の論壇相手であった杉原泰雄の *peuple* 主権論を引き継いだ辻村みよ子の市民主権論に関しても、辻村自身が、主権論というより民主制論で論じる思考示すかは相対的問題であると認めている点は、「市民権」での思考の可能性を示しているだろう。辻村みよ子「『市民』と『市民主権』の可能性・再論」樋口陽一他編『国家と自由』「日本評論社、二〇〇四年」一三五頁。
- (64) 市民権概念が広範なもののため、単純に人權―権利のみを指すものではない点は後の論文で述べる。Danièle Lochack, “La citoyenneté: concept juridique flou”, dans *Citoyenneté et nationalité Perspectives en France et au Québec*, sous la direction de Dominique Colas, Claude Emeri, Jacques Zylberberg, PUF, 1991.

上田 将由 (うえた まさよし)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
 最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
 所属学会 全国憲法学会、憲法理論研究会
 専攻領域 憲法、社会学(ジェンダー論等)